

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年4月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

國民年金關係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000513 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2100001 号

第1 結論

昭和 41 年 * 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 * 月から昭和 51 年 3 月まで

私は 20 歳当時、住所を A 県 B 市の実家に置いたまま C 県に居住していたが、私の母は、私が 20 歳となったときに私の国民年金の加入手続を行い、収入の少ない私に代わり保険料を納付してくれていた。その後、私は昭和 49 年 10 月に D 市で年金手帳を作り、自分で保険料を納付していたが、しばらく経って、領収書が貼り付けられた年金手帳が母から送られてきたので、厚生年金保険に加入する昭和 53 年 3 月まで、国民年金手帳を 2 冊持っていた。しかし、請求期間が未納期間となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「当該国民年金番号」という。）に係る加入手続は、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者が所持する年金手帳により、昭和 49 年 10 月頃に D 市において行われたことが推認できるところ、請求者は、母親から領収書が貼り付けられた年金手帳が送られてきたことを記憶しているとしているものの、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができないことから、請求者が 20 歳となったときに、請求者の国民年金の加入手続が行われたことを推認することはできない。

また、上記システムによる縦覧検索において、昭和 41 年 * 月から昭和 50 年 5 月までの間に B 市において国民年金手帳記号番号が払い出された者の氏名を目視確認したが、請求者の氏名は見当たらない。

さらに、当該国民年金番号が払い出された昭和 49 年 10 月時点において、請求期間のうち、昭和 41 年 * 月から昭和 47 年 6 月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

加えて、請求者は、請求期間のうち、昭和 41 年 * 月から昭和 49 年 9 月までの期間に係る国

民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に係る国民年金の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっていることから、証言を得ることができないほか、請求期間のうち昭和49年10月から昭和51年3月までの期間については、請求者は自身で保険料を納付していたとしているものの、納付に関する記憶は全くないと陳述していることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する状況は不明である。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000578 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2100002 号

第1 結論

昭和 56 年 * 月から昭和 58 年 2 月までの請求期間、昭和 59 年 6 月から同年 10 月までの請求期間及び昭和 60 年 5 月から同年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 36 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 56 年 * 月から昭和 58 年 2 月まで
② 昭和 59 年 6 月から同年 10 月まで
③ 昭和 60 年 5 月から同年 7 月まで

私は、請求期間①当時は学生だったので、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。請求期間②及び③については、私が母にいくらかの保険料を渡し、母が納付してくれていた。請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が国民年金の加入手続及び請求期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているところ、請求者の母親も、請求者が 20 歳となった頃に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付していたと陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）において、国民年金被保険者資格取得日を昭和 56 年 * 月 * 日とする処理が、昭和 60 年 10 月 28 日に行われていることが確認できる上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索を行ったものの、請求者に対して上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 60 年 10 月頃に初めて行われたと推認でき、当該時点においては、請求期間①の保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録により、請求期間②及び③について、国民年金の被保険者期間とする処理が平成元年 9 月 13 日に行われていることが確認できるところ、当該時点においては、請求期間②及び③の保険料は時効により納付することができない。

さらに、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続時期、場所及び保険料の納付状況についての記憶が定かでないことから、請求期間に係る国民年金に関する具体的な状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000580 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2100003 号

第1 結論

平成 2 年 * 月及び平成 19 年 1 月から同年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 45 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 * 月

② 平成 19 年 1 月から同年 6 月まで

私は、これまで 6 回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により日々納付した旨主張しているが、 i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約 2 年後となる平成 4 年 * 月及び平成 21 年 2 月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、 ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成 14 年 10 月 11 日の国民年金資格取得及び平成 20 年 7 月 1 日の同資格喪失は平成 21 年 2 月 13 日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成 14 年 10 月から平成 20 年 6 月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることではなく、国民年金保険料を納付することはできること、 iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで 6 回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に請求期間①及び②の国民年金保険料を送付されてき

た納付書で、毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。